

令和2年6月10日策定  
令和2年8月28日改定  
令和2年9月30日改定  
令和3年3月9日改定  
令和4年10月18日改定  
令和4年12月13日改定  
令和5年3月13日改定

## 県立神奈川近代文学館における 新型コロナウイルス感染症拡大予防対策ガイドライン

本ガイドラインは、公益社団法人日本図書館協会が定めた「図書館における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」（令和2年5月26日更新）等を参考として、県立神奈川近代文学館として実施すべき基本的な対策を整理し、記載したものである。

### 1 総論

- 発熱（37.5℃以上、平熱より1℃以上高い場合）、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、せき等、かぜの諸症状、その他感冒と判断できる症状の方には、改善後に来館するよう要請する。
- マスクの着用については、国の指針に基づき適切な対応が求められる。マスク着用は個人の判断に委ねることを基本とする。マスクの着用が個人の判断に委ねられる場合であっても、事業者が感染対策上又は事業上の理由により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容され、当面イベントの際にはマスクの着用をお願いする。
- 病気や障害によりマスクの着用（着用を要請・推奨する場合）や消毒液の使用等が困難な来館者への対応については、国や施設が所在する自治体等の対応指針等に添って適切に対応し、差別等が生じないように十分に配慮する。
- 入口及び施設内の必要な場所に手指の消毒設備を設置し、手洗い・手指の消毒を実施し、咳をするときには腕などで口を覆うかマスクをする（咳エチケット）よう周知する。
- 感染防止のため、「三つの密」を避けるようにし、施設の換気、消毒を適切に行う。
- 受付など人と人が対面する場所は、必要によりアクリル板などを設置する。
- 椅子の配置や展示配置を工夫し、対人距離を確保する。
- 館内でクラスターが発生した場合に、その旨を周知できるよう備える。
- 感染拡大等により業務に影響が生じた場合は、所管課等と協議し、必要な対応を講じる。
- ホームページにより、発熱（37.5℃以上、平熱より1℃以上高い場合）、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、せき等、かぜの諸症状、その他感冒と判断できる症状の方には、改善後に来館するよう要請する。
- 展示室は入場者数が多くなった場合、入場制限を行う。  
（同時入場者数100人程度を目安とし、展示室内が混雑した場合は入場を制限）
- 神奈川県が発行する感染症防止対策取組書を掲示する。

### 2 来館者の安全確保のために実施すること

- 入館時（展示室、閲覧室、ホール、会議室共通）

- ・ 発熱（37.5℃以上、平熱より1℃以上高い場合）、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、せき等、かぜの諸症状、その他感冒と判断できる症状の方には、改善後のご来館をお願いする旨の掲示を出す。
- ・ 手指消毒を徹底する。
- ・ マスクの着用については、国の指針に基づき適切な対応が求められる。マスク着用は個人の判断に委ねることを基本とする。マスクの着用が個人の判断に委ねられる場合であっても、事業者が感染対策上又は事業上の理由により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
- ・ 受付等で列に並ぶ場合、十分な間隔をあけるよう案内する。
- ・ パンフレットを手渡しで配布する場合は、事前の手指消毒を徹底し、飛沫や接触等の感染症対策に十分配慮して行う。

#### ○ 閲覧・観覧時

- ・ 人と人が触れ合わない距離を確保する。
- ・ 展示室・閲覧室内の私語自粛など鑑賞ルールを掲示する。
- ・ 展示ケース等への接触は出来る限り避けて貰う。
- ・ 展示観覧時はグループを作らず、分散しての鑑賞を呼びかける。
- ・ 閲覧席や閲覧カウンターなど人と人が対面する場所は、必要によりアクリル板などを設置する。

#### ○ 自館主催イベント開催時

- ・ 講演会等では演壇上にアクリル板等を設置し、飛沫拡散防止対策を施す。演壇上の飛沫防止策を行わない場合は、発声を伴うアクティビティエリアから観客の最前列までを（水平方向で）2メートル程度確保する。
- ・ イベント入場者数は、感染拡大の状況と国および神奈川県の方針に基づく基準の範囲内で安全に運営できるよう、必要な感染症対策を講じたうえで、その都度座席配置や定員（収容人数）を定める。
- ・ 職員は来館者対応の際にマスクを着用する。
- ・ 非接触型体温計でイベント来場者全員を検温し、体温37.5℃以上、平熱より1℃以上高い方は再度通常の体温計で検温。再測定でも37.5℃以上、平熱より1℃以上高い来場者には入場しないよう要請する。
- ・ イベントの入場者には手指消毒、マスク着用をお願いし、提供用のマスクを準備する。何らかの事情でマスクが着用できない方には、離れた場所での聴講などの配慮をする。

- ・ 展示館エレベーターの利用時に3密とならないよう注意喚起の掲示をする。
- ・ 各イベントの主催者に参加者（来場者）の連絡先を把握するよう呼びかける。

#### ○ その他

- ・ 当面の間、多人数のグループで来館された方は分散入場に協力して貰う。
- ・ 感染のおそれがある来館者には、他者と接触しない場所で休養いただき退館を依頼する。重篤な場合は、救急車到着まで、他者と接触しない（展示館内の）休養場所等で待機させる。
- ・ 現金授受の際は、直接手渡ししない。

### 3 職員の安全確保のために実施すること

#### ○ 始業時

- ・ 出勤前に自宅で検温し、体調管理を徹底する。
- ・ 発熱（37.5℃以上、平熱より1℃以上高い場合）、息苦しさ、強いだるさなどがある場合は、出勤せず自宅で待機する。
- ・ 手洗い、うがい等を徹底する。
- ・ マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とするが、会議や来客の際にはマスクの着用を推奨する
- ・ 高頻度接触部位を適切に消毒する。

#### ○ 開館中

- ・ 高頻度接触部位を適切に消毒する。
- ・ 施設内の換気を徹底する。
- ・ 入場制限をかけた場合の一時待機場所を用意する。
- ・ 体調不良を訴える来館者には、（展示館内の）休養場所等の利用を案内する。
- ・ もぎり、監視の職員はマスクの着用や手指の消毒などの対策を講ずる。

#### ○ 閉館時

- ・ ユニフォームや衣類はこまめに洗濯する。

### 4 施設管理

#### ○ トイレ

- ・ 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒する。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

#### ○ 休憩スペース

- ・ 一度に休憩する人数を減らし、会話は極力避けて貰う。
- ・ 常時スペース内の換気に努める。
- ・ 高頻度接触部位を適切に消毒する。
- ・ 休憩用ベンチは人と人が触れ合わない距離を保って利用して貰う。

#### ○ 喫茶室

- ・ 事業者と適宜情報交換を行い、連携を図りながら対応する。

#### ○ 換気

- ・ 全館、法令に則り十分な性能を備える空調システムにより、必要換気量を確保している。  
ホール、展示室については、CO2濃度を常時監視し、自動制御により適切な換気を行っている。

#### ○ その他

- ・ 水飲み場など一部の設備や施設等の使用を制限する。

### 5 ゴミ処理、清掃・消毒

- 鼻水、唾液などが付いたゴミ、使用済みマスク・手袋はビニール袋に入れて密閉する。
- ゴミを回収する者は、マスク、手袋を着用する。
- マスクや手袋を脱いだ後は、石鹸と流水で手を洗浄する。
- 高頻度接触部位を適切に消毒する。

## 6 感染が発生した際の連絡体制

施設の利用者や文学館従事者において感染が判明した場合、保健所及び当施設を所轄する神奈川県国際文化観光局文化課ならびに関係する利用者に対し、必要な情報提供を迅速に行う。また、保健所などの指示に従って、施設設備の消毒など必要な処置を行う。個人情報の取り扱いにあたっては各種規程に基づき細心の注意を払う。

## 7 本ガイドラインの改定について

本ガイドラインの改定は、新型コロナウイルス感染症の収束状況（再蔓延も含む）や知見等により、適宜改定されるものとする。

- 2020年9月30日改定にあたって  
国の方針や神奈川県「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針(令和2年9月15日改定)」に示されたイベント開催制限の緩和に基づき、本ガイドラインを改定する。
- 2022年10月18日改定にあたって  
国や神奈川県の方針や日本博物館協会、日本図書館協会、公益社団法人全国公立文化施設協会のガイドライン改定に基づき、本ガイドラインを改定する。
- 2023年3月13日改定にあたって  
国や神奈川県の方針や日本博物館協会、日本図書館協会、公益社団法人全国公立文化施設協会のガイドライン改定に基づき、本ガイドラインを改定する。